

# 海の家を 出店しませんか



海水浴場開設期間中の「海の家」出店者を募集します。負担金等の詳細は、問い合わせください。

▼出店期間 7月上旬～8月下旬  
※出店・閉店の準備期間

間は前後1カ月以内

▼出店場所 白里中央海水浴場

▼区画数 12区画(1区画367㎡) ※上下水道完備

▼条件 海水浴場来遊者に有益な利便を提供できることなど

▼提出書類 出店計画書、出店者の住民票(法人は謄本)、納税証明書(住民税ほか)

▼募集期限 3月12日(金)

▼その他

町海の家等適正利用調整会議で書類を審査し、出店者を決定します。出店計画を承認後、「千葉県海の家等適正利用要綱に基づく許可」・「建築許可」・「建築確認申請」の手続きが必要となります。

申・ 同産業振興課商工海岸振興班 ☎(70)03356

## 労働者を守り 安心できる職場に

厚生労働省では、労働者が安心して働くことができる環境を目指して、各種取り組みを行っています。

### ●「均等・両立推進企業表彰」候補企業を募集

他の模範となる「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取り組み(ボジティブ・アクション)」や、「仕事と育児・介護の両立支援のための取り組み」を推進している企業を表彰しています。平成22年度の候補を公募しますので、応募ください。

▼応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、フアックスまたは郵送で応募

▼実施要領・応募用紙配布場所

所 千葉労働局雇用均等室

▼応募期限 3月31日(水)まで

●期間雇用の妊娠・出産等を理由とする雇止めは禁止

男女雇用機会均等法では、パートタイム労働者を含む全ての女性労働者に対し、次のような理由による雇止めや、不利益な扱いを禁止しています。事業主の皆さん、契約更新にご注意ください。

▼妊娠・出産したこと

▼産前・産後休業を請求したこと

▼均等法に基づく母性健康管理措置を求めたこと、受けたこと

▼労働基準法に基づく母性保護措置を請求したこと、受け

あなたの職場では次のようなことはありますか。

次のような行為はセクシャルハラスメントとなりますのでご注意ください。

また会社は、セクシャルハラスメントについての相談を受けた場合には、相談に対し、その内容や状況に応じた適切な対応できるようにする必要があります。

ハセクシャルハラスメントに当たる行為

- ・ 職場や宴会で不必要に人の身体に触る

あなたのお酌やデユエットを強要する

- ・ 職場や宴会で性的な冗談を言ったり、個人的な性的体験を話題にしたりする
- ・ 帰宅に際し、不必要に同行したり、帰路以外の場所(飲食店、ホテル等)に誘ったりする

上司(同僚)が仕事上の必要がないのに、メールアドレスを聞き、プライベートなメールを送ってくる

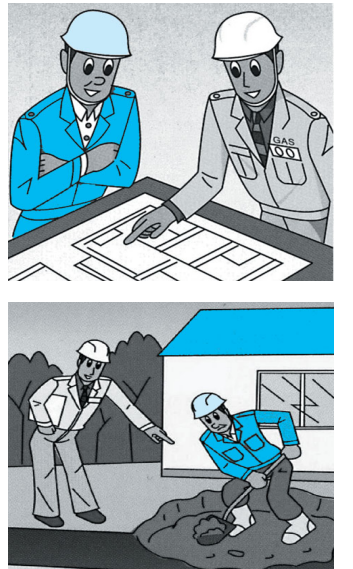
## ガス管損傷事故防止のために

ガス管の工事をするときには、次のことを徹底し、事故防止に心掛けましょう。

なお、町営ガス以外のガスをお使いの方はそれぞれのガス会社へご連絡ください。

- ▶ 工事を行う場合は、事前にガス事業課まで連絡し、ガス管の位置をご確認ください。
- ▶ 工事はガス管の位置や深さを再度確認してから行ってください。
- ▶ ガス管の近くでは、手掘りで慎重に作業を進めてください。

同ガス事業課工務保安班 ☎(72)1131



## 労使関係相談会 働く方と会社とのよい関係を

県労働委員会の委員が、団体交渉のルールづくりや労働組合に関する法律相談など、労働組合・会社間の問題について相談に応じます。事前に予約ください。

▼日時 3月20日(土)13時～17時

申・ 同県労働委員会事務局 ☎043(231)2131

## スポーツ教室

健康維持と体力向上を図るために、あなたもスポーツ教室に参加してみませんか。

各スポーツ教室では、受講生を随時募集しています。

- ▶ 申込方法=スポーツ振興課に備え付けの申込用紙に記入の上、申し込み
- ▶ その他=都合により日程や場所が変更となる場合があります

教室名	対象	場所	講習日・時間	講師名
柔道	小学生	町柔剣道場	第2・4日 9時30分～12時	斎藤 和男 ほか
	中学生		第2・4日 9時～13時	石崎 寛 ほか
剣道(午前)	小・中学生	大網白里アリーナ武道場	第1・3日 9時～11時30分	積田 美広 ほか
剣道(午後)			第1・3日 13時30分～16時30分	石田 久夫 ほか
卓球	小学生以上	大網白里アリーナサブアリーナ、白里地区スポーツセンター	第1・3日 9時～12時	柏山 幸一 ほか
弓道	中学生以上	町弓道場	第2・4日 9時～12時	新倉喜代司 ほか
バレーボール	小・中学生	季美の森小体育館	月2回(日) 13時～15時	加藤 敦志 ほか

申・同スポーツ振興課 ☎(72)5708

## 地域包括支援センターだより 32

### ご存じですか？ 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症等により物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

地域包括支援センターでは、成年後見制度の紹介や説明を行っています。認知症などにより、金銭管理を行うことが難しく、近くに支援できる家族等がない方や、悪質商法の被害に遭っている方等に、成年後見制度の利用が有益な場合があります。まずは気軽に相談ください。

#### ●成年後見制度の種類

「判断能力が不十分になる前に」  
→任意後見制度  
将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ公正証書による契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

「判断能力が不十分になってから」  
→法定後見制度  
家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・

補助人)が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの区分があります。

区分	本人の判断能力	援助者
後見	全くない	成年後見人
保佐	特に不十分	保佐人
補助	不十分	補助人

#### ●後見の申し立ては

本人や配偶者、4親等内の親族が、本人の住所地を管轄している家庭裁判所へ行きます。

任意後見契約の締結や後見の申し立てには、手数料等の費用がかかります。

#### ◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けます

同地域包括支援センター  
☎(70)0439  
☎(70)1093  
在宅介護支援センターおおみ緑の里  
☎(73)5146  
在宅介護支援センター杜の街  
☎(70)1666